

部活動方針

部活動係

1 活動時間について

(1)各月の活動終了時刻（終礼時刻）

4月	5～7月	8～9月	10月	11～1月	2～3月
18:30	19:00	19:00	18:30	18:00	18:30

※上時間を、原則として完全下校の時間帯とする。

※長期休業期間については、原則として16:30完全下校とする。

※冬期については、日没の関係等で終了時刻を一部早めることがある。

(2)早朝練習

7:30～8:15内で活動を認める。

2 自転車の利用

(1)以下の場合のみ自転車の使用を許可する。

①給食無しの午前中授業の日 ※一度帰宅し、再度登校する場合のみ

②休日、長期休業中

(2)自転車を使用する場合は、必ずヘルメットを着用し、交通ルールや安全マナーを守ること。（違反者が出た場合、3日間の奉仕活動後、自転車の使用を禁止する）

(3)上の(1)(2)に関して違反者が出た部は、次の大会までの自転車の使用を禁止する。

3 服装

(1)休業中の部活参加、対外試合参加の際の服装は、標準服、学校用ジャージ、ユニフォーム、または、部で認められた練習着とする。

(2)他の部の応援に行く場合は、標準服とする。

4 終礼

各部とも、活動終了後、必ず終礼を行う。

顧問不在の場合は他の教師が行う。

5 顧問不在時の活動について

(1)顧問が校内にいない時

※原則として活動中止

(2)顧問が活動につけない時

危険を伴う練習メニューは避け、事故防止に努めること。

6 部室・用具・練習場の使用について

(1)部員以外の部室への立ち入りを禁止する。

(2)活動時間以外は、部室の使用を禁止する。

(3)活動中の施錠を確実にを行う。（盗難等の防止のため）

(4)整理整頓を心がける。月に一度は清掃を行う。

(5)部の用具については、大切に使うことを心がける。

(6)体育科の用具を借用する場合は責任をもって返却する。

(7)練習場の整備に努める。

- 7 昼食について
昼食は部室又は練習場周辺でとり、ゴミの後片付けを責任もって行う。
- 8 定期考査に伴う部活動停止について
中間考査前は5日間・期末考査前は1週間の学力保障期間を設ける。
ただし、公式大会がある場合は生徒の負担がない程度で実施する。
- 9 部活動生徒に関して、生活問題が発生した場合、対外・公式試合及び練習試合並びに練習参加についての確認は、その部活動生徒の反省を促すために顧問代表者会議で、それ相応の対応を行う。
- 10 その具体的な対応については、以下を基準とし、必要な場合は諸ケースごとに顧問代表者会議で判定し、職員会議を経て学校長が承認する。
 - (1) 中体連・中文連マナー（頭髪など）規則違反について
 - ①大会1ヶ月前にマナーチェックを行い、報告が上がった生徒については善の方向に向け努力させ、次回大会に参加できるように指導する。改善あるいは改善姿勢がある場合のみ参加の方向性で検討する。
 - ②改善の姿勢が望めない場合は、出場をひかえ改善するまで指導を継続する。
 - (2) 問題行動について
 - ① 学校生活に対して著しい規範意識の低い行動
(喫煙行為・暴力行為・警察の指導や補導など)
 - ※ 基本的には大会出場を問題行動に対して反省の念が生まれるまで見合わせる。
 - ※ 事象発生の時期や本人の反省の度合いの判定については顧問代表者会議で協議し、学校として判断・決定する。
 - ② その他の生活問題について
 - ※その都度、部活動顧問代表者会議で協議し、学校として判断・決定する。
 - (3) その他
以上の問題が発生した場合は、
 - ① 生徒指導委員会と協議し、保護者との連携をはかり、改善を促す。
 - ② 各顧問で責任を持ち指導を継続し関係生徒状況を顧問代表者会議に報告する。
 - ③ 顧問代表者会議において今後の方向性を確認したのち、問題行動が発生した部内でミーティングを行い、部として決定した内容を顧問代表者会議に報告し検討する。
 - ④ 中体連・中文連等への報告については、関係会議に指導の経過や該当生徒の状況、チーム参加の有無（個人・チーム）などを報告する。
 - ⑤ 退部届については必ず提出する。